

自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、同区域（福島市）にアパートを所有していた申立人について、自治体を実施した同アパートの除染により発生した汚染土につき、申立人において保管をするよう自治体から要請されたこと、法律上、汚染土を川俣町まで移動させることが禁じられていること等の事情を考慮し、福島市内に借りていた同アパートの隣地の駐車場に汚染土を保管した期間の賃料相当額につき、除染関連費用（汚染土砂保管費用）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

除染関連費用（汚染土砂保管費用）

（平成27年9月1日から平成30年6月30日まで）

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金136,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年8月9日

（仲介委員 櫻井滋規）